

平成28年
1月
スタート!

1人に1つの大事な番号 マイナンバー制度が始まります!

先月号からお伝えしているマイナンバー制度。
今回は、具体的な利用方法や気になる個人情報の取り扱いに
関する決まりなど、さらに詳しい内容をお伝えします。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーはこんな場面で使います



毎年6月にある児童手当の現況届の際に、
市町村にマイナンバーを提示します。

厚生年金の裁定請求の際に、年金事務所に
マイナンバーを提示します。

証券会社や保険会社などにマイナンバーを
提示し、法定調書に記載します。

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収
票に記載します。

マイナンバーとは

国民一人一人に付けられる12桁の個人番号です。
個人が特定されないように住所や生年月日などに関係
ない番号が割り当てられます。

各行政機関が管理する個人情報が同一人物の情報で
あることを確認するために活用されます。これにより、
各行政機関で分散管理する情報の連携がスムーズになり、
さまざまなメリットをもたらします。

来年1月から利用開始

平成28年1月から、社会保障・税・
災害対策の行政手続にマイナンバーが
必要になります。マイナンバーは、社
会保障・税・災害対策の中でも、法律
や市の条例で定められた行政手続きで
しか使用できません。

国・地方公共団体などで利用します

マイナンバーは、国の行政機関や地
方公共団体などで、社会保障・税・災
害対策の分野で利用されます。年金・
雇用保険・医療保険の手続きや、生活
保護・児童手当その他福祉の給付、確
定申告の手続きなどで、マイナンバー
の記載を求められます。

税や社会保険の手続きでは、事業主
や証券会社、保険会社などが個人に代
わって手続きを行う場合もあります。
このため、勤務先や証券会社、保険会
社などの金融機関にもマイナンバーの
提出を求められる場合があります。

個人情報の取り扱い

制度・システムの両面からさまざま
な安全措置を行います。マイナンバー
の取り扱いに関する監視・監督は、第

では遮断されます。仮に一カ所で漏れ
いしても、個人情報が芋づる式に抜き
出せない仕組みになっています。

今後のスケジュール

【10月以降】 マイナンバー通知カード
が送られてきます。大切に保管してく
ださい。

【来年1月以降】 申請者への個人番号
カードの交付が始まります。

住民票異動のお願い

10月以降に送られるマイナンバー通
知カードは、原則住民票登録地に送付
されます。そのため、実際に住んでい
る住所と住民票の住所が異なる人は、
カードを確実に受け取れない場合があ
ります。該当する人は早めの手続きを
お願いします。

やむを得ない理由で通知カードを住
民票登録地で受け取れない人は、申し
出により送付先を変更できます。
変更できるケース ▼東日本大震災の
被災者で住所地以外に避難している▼
DV、ストーカー行為、児童虐待など
で、住所地以外に移動している▼一人
暮らしで、長期間、医療機関・施設に
入院・入所している人

三者委員会である特定個人情報保護委
員会が行います。

◆制度面での安全管理措置

- ・厳格な本人確認措置の義務付け
- ・マイナンバー法で規定のあるものを
除き、特定個人情報(マイナンバー
を含む個人情報)の収集・保管、特
定個人情報ファイルの作成の禁止
- ・特定個人情報保護委員会による監
視・監督
- ・罰則の強化

◆システム面での安全管理

- ・システムにアクセスできる人の制
限、アクセス記録の管理
- ・個人情報は一元的に管理せず、行政
機関ごとに分散して管理
- ・個人情報が同じところで管理される
ことはありません。例えば、国税に関
する情報は税務署に、児童手当・生活
保護に関する情報は市役所に、年金に
関する情報は年金事務所などに、これ
までどおり情報は分散して管理されま
す。

・行政機関が情報をやり取りする際
には、マイナンバーを使わず暗号化し
た符号を利用

役所の間で情報のやり取りをする際
には、マイナンバーではなく、役所ご
とに異なるコードを用いるため、一カ
所で漏えいがあっても他の役所との間

◆受付期間 9月25日(金)まで

◆提出書類 ▼申請書(通知カードの
送付先に係る居所情報登録申請書)▼
申請者の本人確認書類(運転免許証な
ど)▼居所に居住していることを証明
する書類(公共料金の領収書など)
※代理人が申請する場合、次の書類が
必要です。

▼代理人の代理権を証明する書類(委
任状など)▼代理人の本人確認書類(運
転免許証など)
受付場所
提出書類を準備し、住民票のある市
町村窓口で手続きしてください。本市
に住民票がある人は、市民課または各
総合支所総務民生課で受け付けます。
郵送でも受け付けます(9月25日(金)必
着)。

◆問い合わせ・送付先

〒861-1392(住所記載不要)
市民課通知カード担当係
☎0968(25)7211

◆コールセンター

☎0570(20)0178(日本語)
☎0570(20)0291(外国語)
午前9時30分～午後5時30分
※(土)祝・年末年始を除く。

◆制度に関する問い合わせ先